平成30年6月定例会 地方創生・行財政改革特別委員会の概要

日時 平成30年 7月 4日(水) 開会 午前10時 1分

閉会 午前11時47分

場所 第3委員会室 出席委員 石井平夫委員長

飯塚俊彦副委員長

杉島理一郎委員、岡地優委員、山下勝矢委員、武内政文委員、小林哲也委員山根史子委員、木村勇夫委員、西山淳次委員、岡重夫委員、村岡正嗣委員

欠席委員 なし

説明者 [企画財政部]

砂川裕紀企画財政部長、堀光敦史企画財政部副部長、山崎明弘地域政策局長、

犬飼典久企画総務課長、福田哲也地域政策課長、石井貴司市町村課長、

鈴木柳蔵土地水政策課長

[産業労働部]

高橋利維雇用労働課副課長

[農林部]

前田幸永農業政策課長、高村茂農業ビジネス支援課副課長

会議に付した事件
地方分権改革について

岡地委員

- 1 地方分権改革の提案募集制度の具体的なスケジュールはどうなっているのか。
- 2 提案募集制度における埼玉県の提案による主な成果について、農地転用許可制度の見直しにより、知事の権限が拡大され、転用手続きが迅速化・簡素化したとのことだが、 具体的にどのように変わったのか。
- 3 市町村への権限移譲については、市町村に対して財政的に支援していくことが必要であるが、事務処理に必要な財源は確保しているのか。

企画総務課長

- 1 今年の例で言うと、6月5日に地方公共団体から内閣府への提案が締め切られた。その後、内閣府は6月29日に開催された地方分権改革有識者会議に諮るとともに、関係省庁へ検討を要請した。通常は今後、内閣府と各省庁との間でヒアリングが行われ、最終的には12月中下旬に閣議決定が行われた後、法律改正が伴うものについては地方分権一括法及び個別法で改正が行われる。
- 2 4へクタール超の農地転用について、通常3週間を要していた国の事前審査が不要になり、標準処理期間が12週間から9週間に短縮された。また、2へクタール超4へクタール以下の農地転用については、大臣協議が不要となった。

地域政策課長

3 移譲事務に要する経費は、埼玉県分権推進交付金により財政措置を行っている。交付金の算定に当たっては、移譲事務ごとに事務処理の件数や事務処理に必要な人件費等の経費を積算して移譲する市町村に配分している。なお、平成30年度の予算額では7億4,656万3千円用意している。

旨委内缶

- 1 県から市町村への分権推進交付金が7億4,600万円程度であるが、移譲によって 県職員の人員削減はあったのか、第4次のケースについて伺う。
- 2 市町村への権限移譲に係る交付金の具体例はどのようなものか。
- 3 第4次の分権推進交付金は3年間ほぼ同額で出されているのか。
- 4 市町村にとっての権限移譲のメリットは何か。
- 5 権限移譲は市町村の手上げ方式で五月雨式に事務を移譲するとのことだが、どこがど のような事務を行っているのか一般の人には分かりづらいと思う。周知方法及び県の対 応はどのようにしているのか。
- 6 ICTの活用によって電子申請が進むと、住民の申請や届出の窓口の場所は余り関係がなくなってくるのではないか。そうした場合の移譲の意味をどのように考えているのか見解を伺う。

地域政策課長

- 1 権限移譲が始まった平成12年度からの合計では、職員は335人減っている計算に なる。
- 2 開発行為の例では平成30年度の合計は2億8,142万1千円となっている。1市

町村当たりについては、後ほどお答えする。

- 3 分権推進交付金は人件費等を勘案して毎年小さな改正をしており、大幅な見直しは3 年に一度行っている。
- 4 住民にとっては近くの役所で手続きが済むことになるが、市町村にとっては、例えば 所沢市では今まで市が粉じんやばい煙発生施設の届出を受理していたが、環境行政を一 括して行えるメリットを考慮して、同じような事務である水銀の排出施設の届出受理事 務の権限移譲を受けた。このように、市町村が受けるメリットとしては関連する事務を 一括して市町村で指導できるところにあると考えている。
- 5 県としては、市町村からの要望に応じて意見調整した上で移譲している。移譲を受けた市町村ではそれを市の広報紙などで広報している。県としても住民にはっきり分かるように移譲を受けたものは示すよう指導している。
- 6 電子申請が進めば役場の窓口に行く機会も少なくなるとは思うが、最終的には直接役場に行かなければならない事務も残ると考える。ICTの普及等を踏まえて権限移譲を考えていく形になる。

武内委員

- 1 分権推進交付金は1年間だけか。それとも複数年継続して出すのか。
- 2 第4次の移譲方針のときの削減人数を確認させていただきたい。
- 3 権限移譲の状況を市町村の広報で周知するとのことだが、県の方で一覧で見ることができるのか。

地域政策課長

- 1 交付金は毎年度、一定金額を交付している。
- 2 第4次の期間中に削減した人員は22人である。
- 3 一概に言えないが、基本的にはそれぞれの市町村で対応している。

武内委員

交付金は永遠に続くのか。

地域政策課長

事務を移譲している間、交付金を交付する予定である。

杉島委員

- 1 彩の市町村愛着連携事業について、具体的にどのような交流が行われることを考えているのか。
- 2 平成29年度の杉戸町と神川町の交流については、都市部と農村部の交流と言えるか 微妙である。本来は、さいたま市、川口市、戸田市などの大都市と越生町、小川町、寄 居町などの農村部との交流を想定していると考えるが、都市部と農村部の交流は本当に 深まっていると言えるのか。
- 3 今年度から新たに東京都特別区との交流も補助対象としたが、東京都からの遠足や林 間学校などの需要がどのくらいあるのか。
- 4 補助金を交付しても交流が伸びないということは、交流を行う上で受け入れる側の市 町村に何らかの課題があるのではないかと考えるが、どのような課題があるか把握して いるのか。

- 5 平成29年度の年間の移住相談件数が30,000件を超えているが、どこで受けた相談件数か。
- 6 県内への移住の総合支援として、移住お試し住宅と移住相談窓口の設置を市町村が進めているとのことだが、現在の状況と今後の見込みについて伺う。
- 7 移住希望者に対して、移住お試し住宅や相談窓口のニーズ調査を実施しているのか。
- 8 農業での移住の実績はあるのか。

地域政策課長

- 1 事業の目的は人の交流によって、地域のにぎわいや経済効果を生み出すことである。 具体的には遠足、林間学校、スポーツ合宿などで今まで県外で行っていたものを県内で 実施していただくこと、また、お互いのお祭りやイベントなどで物産、特産品の販売な どを行うことを考えている。
- 2 杉戸町と神川町は平地と山間部の交流として以前から付き合いがあり、これを機に地域間交流に至ったものである。本来的な都市部と山間部の交流を進めるべく、地域振興センターを通じた意向調査と働きかけを進めている。
- 3 東京都からの需要について具体的な数字はないが、特別区の事務局職員の話では、埼 玉県にレジャーに訪れる人も多く、特別区での需要を埼玉県に振り向けたいという話は 聞いている。
- 4 交流に至るまでには様々な課題がある。首長同士が意気投合し円滑に進む場合もあれが、途中で不成立になる場合などもあり、千差万別である。積極的に働き掛けているが、 最終的には市町村長の意向の働く結果だと考えている。
- 5 東京・有楽町の交通会館にある「ふるさと回帰支援センター」で受けた相談件数である。同センターは39道府県1市が移住相談窓口を設置しており、その全体の相談件数である。
- 6 移住お試し住宅は、現在、秩父市が1棟、ときがわ町が2棟設置している。今後、東 秩父村、皆野町、鳩山町が、ふるさと創造資金を活用して設置予定である。また、移住 相談窓口は、秩父市、小川町、鳩山町が既に設置しているほか、本年6月から行田市も 設置した。8月には小鹿野町が設置予定である。
- 7 県では調査を実施していないが、内閣府で移住のニーズ調査を行っている。その結果 によれば、女性は子育てを機会に、男性は転職を機会にスローライフをしたいというこ とで移住を考えているとの調査結果が出ている。

農業ビジネス支援課副課長

8 ときがわ町へ1家族が有機農業を目指して移住した。現在、奥様が有機農業の研修中であり、軌道に乗れば、旦那様も一緒に就農したいとの希望を持っている。

杉島委員

- 1 彩の市町村愛着連携事業は人の交流が目的ということだが、遠足の場合では、どのような経費について補助を行うのか。
- 2 県内の大都市部が参加していないが、その理由をどう考えているのか。首長への働き 掛けはどのように行っているのか。
- 3 全国で30,000件を超える相談がある一方、本県への相談は300件程度とのことである。今後は農業女子など若い世代へのアプローチが重要と考えるが、どのような取組を行っているのか。

4 特定の市町村のお試し住宅や移住相談窓口を利用しようとする移住希望者のニーズはあるのか。

地域政策課長

- 1 教員が遠足前に行う下見に係る経費等について補助している。
- 2 昨年度から本事業を開始し地域振興センターを通じて市町村の幹部職員、首長に事業への協力を依頼行っている。また、市長会や町村会の役員会などに出向き事業の説明を 行っているが、交流に至るまではある程度の時間がかかると考えている。
- 3 今年4月から移住総合窓口を本格的にスタートさせたところである。今年度は、動画などを活用した移住の広報プロモーションを実施し、若い世代を中心に埼玉県への移住をPRしていく。
- 4 具体的な地域を決めずに移住を考えている方は、有楽町の「住むなら埼玉」移住サポートセンターに相談に来ることが多い。そうした方には、お試し住宅や市町村相談窓口を紹介している。一方で、既に移住する地域を決めている方は、県内市町村の移住情報をまとめた県のホームページを見てお試し住宅などを利用されていると考えている。

農業ビジネス支援課副課長

3 昨年は、食にフォーカスを当て、20代から40代の女性約30名による、実際に埼玉産の食材を使った食事を取りながらの、小川町の移住コーディネーターをゲストに招いた討論会を行った。その中で、「埼玉県に対する印象が変わった」「自然と都市が近い」という参加者の感想があり、実施後のアンケートでは、参加者の9割以上が、今後埼玉県で「農ある暮らし」を体験したいとの回答であった。

地域政策課長

先程の、武内委員の分権推進交付金の質問にお答えさせていただく。市町村への権限移譲による交付金の額は、例えば、平成30年度予算では病院の開設許可等の事務では川口市に98万3,000円、開発行為の許可等では滑川町に332万8,000円の見込みである。

山根委員

- 1 地域間交流の推進について、山間地域の緑の保全は重要である。約10年前には旧上 福岡市が旧大滝村に森林整備のための補助金を100万円交付していたと聞いている。 このような市町村間の交流を促進する施策及びその実績について伺う。
- 2 市町村への権限移譲について、全市町村との個別の意見交換の体制はどのように行っているのか。また、知事と各首長との意見交換はどのように行われているのか。

地域政策課長

- 1 市町村間の交流は環境など各分野の部局間で行われており、その詳細なデータは持っていない。この地域間交流は包括的な交流であり、例えば、神川町と杉戸町の交流は元々は水源地の緑の保全から始まり現在の包括的な交流に至った。個別の交流が地域間交流につながっていくと考える。
- 2 4月当初に県から移譲対象となる事務について事務の内容や事務処理体制などをまとめた事務概要調書を市町村に提供している。その調書に基づき市町村では権限移譲計画 を作成し、7月から8月にかけて地域振興センターごとに個別に意見交換を行っている。

最終的には県知事名で法定協議を行い、市町村長名で同意を頂いた上で移譲対象予定事務としている。

山根委員

- 1 都市部の暮らしは山間部の森林保全によって守られていることを、子供たちにも知ってもらうことが大事であると考えるが、どのような取組を行っているのか。
- 2 各自治体の本音や実情を知るには、直接知事が首長と会って意見交換することが大事である。地域振興センターごとでもよいが、直接意見交換することについてどのように考えているのか伺う。

土地水政策課長

1 水の大切さを知るという観点から、下流の住民の方々が上流地域を訪れ交流する取組 を県や市町村が行っている。県では、NPO団体等と下久保ダムを訪れ地元住民と交流 する事業と、県民が滝沢ダム等を訪れ地元の住民と交流する事業の2事業を行っている。 また、市町村事業は6事業が予定されている。入間市、三郷市、川越市、越谷・松伏水 道企業団、桶川北本水道企業団、坂戸、鶴ヶ島水道企業団が事業主体として浦山ダム等 秩父地域のダム等を訪れ地元と交流する予定である。

地域政策課長

2 知事と市町村長との意見交換の場としては、毎年行っている市町村長会議で知事との 意見交換を行っている。その中で権限移譲などの議題が出る場合もある。また、市長会、 町村会からも権限移譲に係る内容も含めた要望を頂いており、その際には、1対1とい うことではないが、知事と意見交換がなされている。

岡委員

移住総合支援の中で若い世代の移住に対する戦略を考え農業にも力を入れているとのことだが、若い世代やサラリーマンが移住し農業で生計を立て子供を育てていくことは大変なことだと思う。土地の取得、農業の支援、収入の確保など、一連のフォローがなければ簡単には生計が立てられず難しいのではないか。若い世代を引き込んで農業で生計を立てられるように、どのような支援体制を考えているのか伺う。

農業政策課長

新しく農業に取り組む方に対する支援として土地の取得については、例えば、農業大学校で学んだ後、一度、地域の大きな農業法人に就職就農して経験を積み、その後、独立する際に地域の農業委員会と県が連携して農地のあっせんを行うようなサポートを行っている。また、農業技術の不足等による経営支援については、国の制度であるが新規就農者には就農直後の経営を支えるための資金の給付制度がある。さらには、新しく保険的手法で経営安定化を支援策も講じられた。こうした様々な仕組みを使いながら、県も入って総合的に支援を行っていく。

岡委員

移住者が農業を行う場合の支援について、県と市町村の具体的な連携はできているのか。

農業政策課長

農林振興センターの普及指導員が市町村の担当者とネットワークを作り、密接に連携を 取っている。

岡委員

農業だけで生計を立てることは大変だと思うが、埼玉県で農業を行う際の強みをどのように説明しているのか。

農業政策課長

大消費地に近いことであると説明している。

木村委員

- 1 移住はリタイア世代のイメージが強いが、ターゲットを若者や現役世代としている理由は何か。
- 2 有楽町に「住むなら埼玉」移住サポートセンターを置いているが、埼玉県内に都内の 人を移住させたいという理由で置いているのか。
- 3 移住したい理由を把握しているのか。
- 4 センター開設後の農業以外の移住実績について伺う。
- 5 地方版ハローワークは埼玉県が提案してハローワーク特区として埼玉県と佐賀県が取り組み、国がその成果を認めて法律が改正され、全国で国と県が一体的に実施できることとなったという理解でよいか伺う。

地域政策課長

- 1 移住相談は年々件数が増加しており、40代以下が急激に増えていることから、40代以下の若者や現役世代をターゲットとしている。
- 2 平成24年にふるさと回帰支援センターが設置され各都道府県が集まり定着していることから、平成28年に開設したアグリライフサポートセンターをリニューアルして今年の4月1日から総合窓口としてオープンしたところである。東京都を含めた首都圏でニーズのあるところから広く呼び込みたいと考えている。
- 3 内閣府の調査によると、女性は豊かな自然の中で子育てをしたいという理由が多く、 男性は都会の生活に疲れ転職を機にスローライフを送りたいと考えている人が多いと の結果が出ている。
- 4 移住するまで時間がかかること、また、住民票を提出する際に理由を聞くこともできないことから県では追跡調査は難しい。なお、市町村で移住サポートセンターを設置しているところは実績を把握しており、例えば、小川町では開設した平成28年6月以降で22組35名が移住した実績がある。

雇用労働課副課長

5 委員御指摘のとおり、県ではハローワーク特区として国が職業紹介、県が就職相談やセミナーを行う一体的実施に取り組んできた。一体的実施は制度運用で行っていたが、法改正により法律に基づく取組として位置付けられた。また、企業支援として実施している企業面接会は職業紹介に当たる。法改正前は県が職業紹介を行う場合に国への届出が必要であり国の監督を受け実施していたが、法改正により届出が不要になり国の監督を受けることなく地方自治体の創意工夫で実施できるようになった。

木村委員

ターゲットとしている40代以下の現役世代は移住して実際に生活できるのかが気になるところである。農業以外で企業等への雇用支援はどうのようになっているのか。また、 ハローワークとは連携しているのか。

地域政策課長

埼玉県は都会に近く通える範囲で生活や仕事をそのままにして移住する方もいる。仕事や生活を全て変える場合には、ふるさと回帰支援センター内にハローワークの出張所があり、ハローワークとも連携してサポートしている。

村岡委員

- 1 中核市移行に伴う事務移譲移管のメニューの中に病院の開設許可が含まれているのか。
- 2 ふるさと回帰支援センターに移住相談窓口を設置している40自治体の平成29年の相談件数を平均すると約800件で埼玉県は307件であり、相当差をつけられているが、この差をどう受け止めているのか。
- 3 7月6日・金曜日に有楽町にある、ふるさと回帰支援センターで「農ある暮らしin 埼玉 移住ビギナーズセミナー」を実施すると聞いているが、現時点での何人の応募が あるのか。

地域政策課長

- 1 病院の開設許可については、中核市に移行しても市長の権限とはならず県知事の権限 であるため、特例条例に基づいて移譲する。川口市としては、診療所や助産施設の開設 許可などが法令移譲されるため、一体的に処理したいということから移譲を受けたもの である。
- 2 理由は2つ考えられる。一つは、総合窓口として開設したのが今年の4月1日であり、 平成28年から開設されていたアグリライフサポートセンターとして、農業専門窓口と の印象があるのではないかと考えている。もう一つは、埼玉県全体としては国勢調査で 人口が1%増加しており、埼玉県は移住に取り組んでいないのではないかとの印象があ ると考えている。しかし、圏央道以北は急激に人口減少進んでおり、埼玉県も移住を推 進しているということをしっかり示して相談件数を増やしていきたい。

農業ビジネス支援課副課長

3 本日現在5家族7名である。

村岡委員

- 1 病院開設許可の権限について、既に中核市になっている川越市、越谷市は移譲を受けているのか。また、中核市以外の市で病院開設許可の権限移譲に手を挙げたところがあるのか。
- 2 移住ビギナーズセミナーについて、今日の時点で5家族7名であるとのことでは参加者が少ない。今回のセミナーは事前の申込みが必要となっているが、今後は参加しやすくなるように変えた方が良いのではないか。

地域政策課長

1 政令市であるさいたま市は法令移譲、中核市である川越市、越谷市についてはそれぞ

れ条例移譲している。それ以外の市は保健所がないので移譲はしていない。

農業ビジネス支援課副課長

2 ふるさと回帰支援センターの入館手続きとして氏名等の記入が求められているため、 事前申込みの手続きを行っているものである。しかし、事前申込みがない当日参加を拒 むものではない。なお、今後の申込みの方法については、ふるさと回帰支援センターと 協議していきたい。

村岡委員

移住相談には相談員のマンパワーが重要である。熱意のある職員の配置が必要であると考えるがいかがか。

地域政策課長

窓口は、ふるさと回帰支援センターに委託しており移住についての相談員の研修を行っている。現在の相談員は埼玉県出身でやる気もある。また、定期的に埼玉県の現場を見てもらう仕組みもとっており、今後も熱意持ってやってもらえるように十分指導していきたい。

小林委員

- 1 地方分権で一番重要なことは税財源の移譲だと考えるが、国への働き掛けはどのように行っているのか。
- 2 権限移譲については、全て手挙げ方式ではなく、176事務のうちのいくつかを精査 し、一括方式で市町村に権限を渡すという取組も必要ではないか。

企画総務課長

1 税財源の移譲については、大変重要な課題と認識している。国と地方の税収の割合は6対4であるのに対し、業務の配分は4対6である。この是正を行うよう政府に要望するとともに、九都県市首脳会議、関東地方知事会、全国知事会を通じた要望活動も実施している。引き続きしっかり要望していく。

地域政策課長

2 一括して権限を移譲することについては、市町村の人員が削減され専門的な職員がいないなどの問題もあり難しいと考えている。今年度は、移譲事務が僅かに残っているもの、近隣市町村が移譲を受けている事務などを中心に積極的に権限移譲を進めていきたい。